

令和3年9月10日

岡山市立保育園・認定こども園保護者様

岡山っ子育成局保育・幼児教育部

幼保運営課長

就園管理課長

緊急事態宣言解除に伴う保育園及び認定こども園の利用について

日頃より、本市の教育・保育施設の運営及び新型コロナウイルス感染防止対策の取り組みについてご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて岡山県は、緊急事態宣言が9月12日をもって解除されると同時に、9月30日まで新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が適用されることになりました。

9月13日からはまん延防止等重点措置に移行されますが、新型コロナウイルスの変異株の影響や市内の感染状況を踏まえ、感染拡大防止の観点から、保護者の皆様には、緊急事態宣言期間中と同様に、可能な範囲で家庭保育の協力をお願いします。

ただし、保育園・認定こども園においては、感染拡大防止の対策を講じ、通常どおり開園しておりますので、園において保育が必要な方、教育・保育を希望される方につきましては、ご登園ください。

記

○このことは、9月13日（月）から9月30日（木）までとします。

○登園についてのお願い

- ・登園前には、お子さまの健康観察、検温をお願いします。
- ・軽い風邪症状であっても体調不良時には、お子さまの登園を控えてください。
- ・登園後、発熱等で体調に変化が見られた時は、お迎えにご協力ください。
- ・園児が、発熱した場合は、解熱後24時間以上経過してから登園してください。
- ・ご家族の方が体調不良の場合の登園については、慎重にご検討ください。

○家庭保育にご協力いただいた場合には、保育料（0歳児～2歳児）と延長保育料については、上記期間中、登園しなかった日数（1日以上）に応じて、後日日割りで還付します。

○副食費（3歳児～5歳児）につきましては、8月27日から9月30日までの間で6日以上欠席の場合は9月分の副食費を半額にし、10月以降で減額調整します。

9月に1日も登園がなかった場合は、9月の副食費を0円とし、10月以降で調整します。

○ご家庭においても、引き続き、不要不急の外出を控え、ご家族皆様に健康管理や感染防止に努めてください。

○園内で感染者が確認された場合には、保健所と協議し、必要に応じて保護者の方に家庭保育をお願いしたり、臨時休園（休業）としたりすることがあります。

〈問い合わせ先〉

家庭保育への協力について—お子さまが通っている園 または幼保運営課 803-1227

副食費について—幼保運営課 803-1226 保育料について—就園管理課 803-1432